

DV被害者の生活再建の実態と課題**―避難後のアンケート調査分析から―**

○ 名寄市立大学 吉中 季子 (05627)

〔キーワード〕 DV、自立支援、一時保護

1. 研究目的

2001年にDV防止法が施行されて10年以上が経つ。DV防止法は2度の改正を経て法成立当初の「保護」中心施策から自立支援が強調されるようになったが、DV被害者の生活再建に向けての支援はほとんど制度化されていない状況がある。DV被害者は、保護された後、加害者から避難してきたという特殊な事情を抱え、被害者でありながらも自分自身の身を徹底して隠さなければならない状況におかれる。日常生活における、住居、社会保障制度、銀行取引、郵便などの通信手段等、様々な社会関係を極度に制限しなければならない。それまでに暮らしていた地域から離れて生活することになり、これまでの社会資源、人間関係を断つことを余儀なくされ、いちからそうした関係を結びなおさなければならない環境におかれることが多い。そのような状況は避難当初だけでなく生活を再建した後も長期にわたって続く。さらに、DV被害者が加害者から逃れて生活再建しようとするとき、多くは母子世帯あるいは単身女性世帯へと世帯のかたちを変える。それらは相対的に、経済的な困難を抱え、脆弱で貧困に陥りやすい世帯である。そのようなDV被害者は、「保護」されてもなお、精神的・社会的・経済的に孤立した状態で暮らすことになる。本研究は、そのようなDV被害者が生活再建と自立支援の過程における課題を、当事者へのアンケートにより見出すことを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究において用いる資料としては、2009年1月に実施した『DV被害当事者の自立支援に関するアンケート調査』（三菱財団社会福祉事業助成金事業）から分析を行う。本調査は、DV被害を受け同居の家から避難した経験があり一定の生活基盤を取り戻した人を対象として、関西のDV支援の民間団体を中心にアンケートにより実施したものである（有効回答数461票）。事前にDV被害当事者へのインタビューを行ったうえでアンケート票を作成、避難後（一時保護後）の生活実態について尋ねた。アンケート票の配布・回収は当民間団体を通じ、一時保護所（シェルター等）や関係機関（母子生活支援施設等）に依頼して行った。本研究は、避難後の生活再建に着目し、DV防止法以外の支援も必要とする状況において、主に避難し保護された後の自立支援に至る経緯に着目して分析を行った。とりわけ、就労状況、住宅確保、相談経緯、健康に視点を置き、それらの生活再建に与える影響

を考察した。

3. 倫理的配慮

本研究の資料として用いられる調査は、アンケート作成のためのインタビュー時から各協力者に対し、調査の趣旨・個人が特定されないことを説明している。アンケート票は無記名の回答方式とし、配布・回収は当民間団体を通じて関連団体に依頼し、回収ルートが限定されているかたちで行った。アンケート票は当団体のなかで厳密に保管した上で分析され、数値化したデータと、自由記述は必要に応じ分節化しているため、機関や個人は特定されない。なお、本報告にあたってのデータ引用については、調査の実施主体であった当団体の許可を得ている。

4. 研究結果

アンケート調査から以下のような結果を得た。仕事については、避難前の仕事を続けている人はわずか14%にしか過ぎず、約8割が「相手の追跡から逃れるため」あるいは「その他の理由」で仕事を辞めている。調査時点の収入源は、67%が就労による収入と、約3分の2が働いていることが確認されているが、その就労形態は67.3%がパートやアルバイトなどの非正規労働であった。現在の収入が生活にとって十分と答えたのはわずか10%で、約85%はそうではないと答えている。一時的な避難をしたのちの住まいは、母子生活支援施設が41.4%と最も高く、民間賃貸住宅が26.8%、実家などの身内の家に住んでいるのは12.9%、公営住宅への入居はわずか2.2%でありながら、回答者が必要と思うことに「公営住宅への入居希望」をする人が42.7%いた。また、加害者からの避難後の緊急一時保護期間が「2週間未満」の人は9.2%にしか過ぎず、実際には2週間以上の滞在となっていることから、多くの行政機関が定めている原則2週間は支援をするのに十分な期間でないことがわかる。さらに、相談の相手としては、身内・友人などの身近な人々が最も多かった。しかしながら、被害を理解されなかったり、一部ながら相談窓口でも、情報提供の希薄や本人への責任追及などがあり、支援を求めづらくなり被害が長期化した事例もあった。健康面では、相手との同居中に約7割が、眠れない・イライラ・気分が沈むと答え、別居してからも約5割強がその症状を継続していた。

5. 考察

調査の分析より次のような課題が考えられた。①緊急一時保護期間についての検討の必要性、②行政機関が実施する住宅保証(施設も含む)と情報提供、③就労支援体制または生活保護受給などによる生活基盤の保障などである。多くの課題の背景には、周囲のDVへの無理解や当事者の情報不足、避難によるキャリアの中断、社会関係・人間関係の途絶え、可視化されにくい健康面の低下(精神的)などがみられ、こうしたことは、二次被害、貧困や孤立へ結びつき、生活再建や自立を遠のかせることになる一因となろう。